

千葉県警察本部告示第 4 号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年1月7日

千葉県警察本部長

1 聽聞の期日

令和8年1月15日午前8時30分

2 聽聞の場所

千葉県千葉市美浜区浜田2丁目1番

千葉県警察千葉運転免許センター 3階 意見の聴取(聴聞)室

千葉県警察本部告示第 5 号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年1月7日

千葉県警察本部長

1 聽聞の期日

令和8年1月15日午前8時30分

2 聽聞の場所

千葉県流山市前ヶ崎217番地

千葉県警察流山運転免許センター 3階 意見の聴取(聴聞)室